

R D最終処分場問題地元説明会  
(上向自治会)

日 時：平成20年6月2日(月) 19:30～22:15

場 所：上砥山公民館

出席者：(滋賀県) 嘉田知事、山岡管理監、上田室長、井口、谷川、  
秘書課、広報課

(栗東市) 乾澤環境経済部長、武村課長、井上室長

(上向自治会) 自治会長ほか住民約25名

(報道関係者)

この記録は、文意がつながるよう一部接続詞の修正や( )で補説をしましたが、基本的に当日の発言をそのまま掲載するものです。

1. 主な意見

- ・焼却炉は解体してもらわないと上砥山はうんと言わない。
- ・A-2案は費用がかかると言っているが、県が認めてここまできたしわ寄せが来ているのだからしょうがない。
- ・A-2案は、「全量撤去」ではなく、「全量掘削、有害・不適切埋立物全量撤去」である。うそを言うな。作為的にD案に持っていかうとする思いがある。
- ・対策委員会で、国の行政指針の一番肝心な部分(「必要な限度」の例示部分)が隠蔽されていた。委員を馬鹿にした話である。
- ・許可容量を超えた分について、県は何もしてくれないが、県の責任がほとんどである。
- ・対策委員会がいい案を出したので知事は再検討してほしい。
- ・知事は新幹線新駅問題に一生懸命になったが、RD問題は置き去りにしたのではないかと思う。
- ・D案でやって、子や孫に何かあった時、誰が責任を取るのか。
- ・知事はなぜ今まで自分で動いてやろうとしなかったのか。
- ・最終的な地元合意をどう確立、確認するのか。
- ・知事は、全量撤去は住民が被害を被って気の毒だと言うが、あれほどの有害物が20年間にわたって搬入される時は黙って見ておいて、なぜ今そう言うのか。
- ・時間がないからと言って地元を無視することはできない。
- ・ソイルセメントの安全性について、非常に疑問を持っている。
- ・ソイルセメント遮水壁に廃棄物が混じらないようにすることはできるのか。修復はで

きるのか。

- ・ソイルセメント遮水壁以外の対案（E案ではない）をいずれ提出する。
- ・我々が30mの深さに埋められていると思っているドラム缶の掘削調査を県は5mまでしかやってくれなかったので疑念が晴れない。
- ・琵琶湖の上流が汚れたらいずれ琵琶湖に行く。滋賀県は下流に対して責任がある。
- ・今日は説明会ではなく、説得会である。説得会なら住民がなるほどという説明説得をしないとイケない。それなら我々も譲れるところがあるかもしれない。

## 2. 質疑等の内容

管理監：(あいさつ)

足下の悪い中お集まりいただきありがとうございます。RD 最終処分場問題の地元説明会をさせていただきます。本日は県の方から寄せていただきました紹介をさせていただきます。 滋賀県、栗東市各職員紹介

知事：(あいさつ、経過説明)

改めまして皆様こんばんは。今日はお足下の悪い中また月曜日仕事が始まったばかりでございます。夜このようにたくさんの皆さんがお集まりいただきありがとうございます。この RD 最終処分場問題でございますが、昭和54年に処分場が始まったということで、このあと平成11年硫化水素が吹き出して大きな問題になったわけですが、既に平成7,8年くらいから地元の皆さんにはいろいろなご心配をおかけしていたと伺ってます。そういうなかでこれまでの県の対応が不十分であったということで大変ご心配をかけてしまいました。改めて県政の責任者としてお詫び申し上げます。そのうえで私ども今この処分場問題、みなさんの生活環境の安全性を確保するために全力で尽くさせていただきたいということで、私自身2年前平成18年7月に就任以来方針を立てて対応させていただいたところです。

まず、平成18年6月には RD 社が経営破綻いたしました。それ以来県が主体となって RD 問題にできるだけ早く確実に解決していくための取り組みを推し進めてきたところです。私の就任直後である平成18年10月にこの問題に対して3つの方針を立てさせていただきました。1つは皆さん自身が一番気にしておられる生活環境の安全性を確保するという点です。そのためにどのような技術的、制度的方策があるのかということを検討を始めました。それから2点目がなぜこういう問題が起きてしまったのかということでございます。そのためにはまず事業者である RD 社の責任を追究することが県としても必要でした。併せて監督するべき県がどうしてきたのか、毅然とした対応を取ってきたのか、ということで県の行政対応の責任を併せてとるべきということです。そして、1点目の安全な対策ということでは、平成18年12月以来

対策委員会を15回にわたり開いて参りました。その方針が3月末に出たところです。また、2点目の事業者責任というところでは、そもそもその処理場は安定型という周りをきちんと囲まなくても土の中に埋めるだけで地下水を汚染しないという意味での安定型の廃棄物処分場として営業してきたわけですが、その事業者の責任を問うということで私どもは5月末に措置命令というのをかけさせてもらいました。措置命令というのは言葉が少し難しいのですが、今の生活環境の不安な地下水の汚染であるとか、あるいは粉塵が飛び散る危険性があるとかそういうことに対してきちんと安全性を確保するように戻せということを行政として措置をしろという命令をするものです。ただRD社自身が破産をしてますから、この措置命令を出すということは、次の段階行政としては代執行をすることを覚悟に措置命令を出しました。それは5月末です。事業者の責任を追及するという事です。

それから3点目のこれまでの県の責任ということ。皆さん自身もいろいろ県に言ったけど動いてくれなかったじゃないかというご不満がお有りだと思います。このところでは私ども行政対応の第三者の委員会を作ってもらいました。また県の部局の中でも琵琶湖環境部が直接担当部局です。それに対して同担当部局だとどうしても甘くなるということで総務部が主体になりまして行政対応の評価検証をするという委員会を行って参りました。この委員会も12回ほど行いまして大きく2つの提案をいただきました。1つは再発防止です。廃棄物、特に産廃の廃棄物政策、きちんとこれから再発しないようにやっていくのはどうしたらいいのかということの再発防止の案をいただきました。具体的には人員を確保すること、また、再発防止のための県のマニュアルであるとか、あるいは途中の経過をきちんと示したプロセスを組織の中で明確にするという、そのような形でのマニュアル作りは大きな柱です。これにつきましては、4月以降人員を増強いたしまして対応を始めているところです。それからもう1つこの行政の検証委員会から出されているものから県自身の責任をきちんと明示しろということ。過去にさかのぼって処分するものはしろということ。この県の責任につきましては、私ども今総務の方とともに私も責任者としての責任をどう取るべきかということを検討中です。

そのようななかで今日特にお話をさせていただきたいのはみなさんが一番心配をしておりますこのRD処分場の汚染問題にどう対応するのかということ。具体的には平成18年12月からこの20年3月まで対策委員会を15回ほど行いまして報告書を出していただきました。その報告書の中には全量撤去するべし、全量というのは71万トン（ $m^3$ の間違いである。）ほど廃棄物が埋まっております。71万トン（ $m^3$ ）というのは、例えば毎日5トン（ $m^3$ ）ずつ1年間に250日運び出したとして13年かかるというくらいの量です。5トントラック（2：10トントラックの間違いである。）を毎日50台動かしたとして250日1年間取り出したとして

13年というそれくらい莫大な量だということです。これは昭和54年以降ずっと長い間にわたって埋め立てられたというものです。その全量撤去をするべしというのがA2案と申しております。もう1つの案は今の位置、今ある原位置で周りを遮水壁という壁で囲って地下水などが外に流れ出ないようにして、そして、中で雨水を入れて汚染した地下水を汲み上げる。これは1日140トンくらいの水を汲み上げてこの土地全体を雨水で浄化をしようという仕組みです。それを私たちはD案、原位置浄化案としております。このA2案の全量撤去案は委員の皆さん8人が推薦してくださいました。そのうち4人の方が地元の委員です。そしてこの8人の方が最も多かったということで対策委員会として推奨された案です。もう1つのD案は8人より1人少ない7人の方がご推薦くださいました。ここには地元の方がお1人入ってますが、おもに専門家研究者の方が推薦をしておられます。それぞれの計画予算、対策費用の予算ですが今のA2案は240億円で工期が約13年と見込まれております。また、現在の位置で浄化する案は45億円から52億円で工期が約3年と見込まれております。

そういう中で県としてどう判断するかということですが、まずこのRD処分場問題何が問題か、先程来申し上げておりますように皆さんが心配をしておられるのが、まず1つには今の処分場のところにダイオキシンなど悪いものがあるんじゃないのか。それが飛び散ったりしてそれがこちらの住宅地の方に広がったりしたら健康被害を起こすのではないかというダイオキシンあるいはその飛び散りに対する心配です。それから2つめでは、先程来申し上げておりますように地下水が汚染された水系があります。その汚染そのものを不安に思う。特に下流の経堂ヶ池、それからその下の井戸水などお使いしていただいている皆さんには大変ご心配をいただいているところです。それから3つめがそもそも許可されてない違法な有害物があるのではないかと。具体的には、油の詰まったドラム缶であるとか、あるいは許可されてない金属片などそういう違法に埋められたものがあるのではないかという心配です。そのような3つの心配を私どもは除去することが大事だと思っております。

そういうなかでできるだけ速やかに対策を取りたいというのが、本日お示しさせていただくD案ですが、何よりも基本的な考え方としましてはこの処分場周辺に住宅が近くにあります。山の中にあるのと違います。山の中にあるのと違うということでお住まいの皆さんの不安を解消させていただくために、また、生活環境を保全できるようなその対策をしっかりと確実に1日も早く対策を立てさせていただくということが私たちの基本的な考え方です。そういうなかでどのような対策工を取らせていただくかということで8項目の基本項目、これは委員会の方で提案いただいた項目です。今日皆さんに資料が渡っていると思いますが、対策工実施の基本方針という文章を見ていただきますでしょうか。ここはアイウエオカキクとありますが8項目になります。

この8項目のまず第1点目の要件ですが、地域住民の皆さんとの連携強化に併せ合

意と納得が得られる案であること、今日こちらにお越しにいただいているみなさんの地元としての合意をいただくということが1つの連携です。それから2つめですが、効果的でというのは安全性を確保するために効果があり、かつ、合理的でというのはいろいろな案がある中でその案でしっかりと安全性が確保できるかどうか、そして、効果が同じように出るものが経済的に優れた対策工を実施するということです。併せて2点目には早期に問題を解決するということも記してあります。3点目は対策事業が事業者措置命令を発しその是正が見込めないときに県が代執行事業として実施すること。これ先程申し上げましたが、そもそもこの処分場は事業者がおりました。RDエンジニアリングという会社があったわけです。その事業者が生活環境の安全を確保するような対策をするようにという措置命令をかけます。そしてその措置命令が具体的に実施されなかった場合に代執行、県が県民の皆様の税金を使わせていただいて代わりに執行すると、代執行するというそのような手続きにならざるを得ません。措置命令無しに県が直接というわけにはいかない。それが法律の約束です。それから4つめですが、対策工は支障の除去、地下水の汚染やあるいはダイオキシンが飛び散るといような心配があるわけですが、心配の根っこにある支障そのものあるいは支障の原因を取り除いて、そしてきちんとそれが取り除けたかどうか成果を確認するためのモニタリング、検査をし続けること、そして併せて対策工をするときに2次被害が出ないようにし、その2次被害防止のための影響をきちんと監視をすることが4点目です。

また、5点目は対策工実施にあたっては、周辺住民の生活環境を保全するための措置を講じること。今日もいろいろご説明させていただきますけれどもトラックが出入りしたり、あるいはいろいろ覆土したりそういう作業をするときに今の生活環境に悪い影響を与えてはいけません。まして一番近い北尾あるいはみなさんのこのお住まいのところでは大変この周辺住民の生活環境を保全ということが大切だと思っております。それと6点目ですが、本格事業は緊急的な対策と恒久的な対策とを分けて実施すること。今地下水が汚染されている。それを飛散しないようにあるいは広がらないようにするような緊急的な対策と併せて恒久的に完全に汚染が除去されるまで確実にモニタリングをするというような意味合いです。それから7点目ですが、対策工の周期は法令上の安定型最終処分場廃止基準を満足する状態を目標とし、かつ将来においても支障を生じないことが確認できる時期を原則とすること。これも言葉がわかりにくいんですけど、対策工の最終の狙いというのがいつをもって対策ができたか判断するのかというと、もともとこのRD処分場は完全な不法投棄ではなく安定型の最終処分場として許可をしたわけですからその処分場を廃止する基準というのがあります。環境基準ですがその基準を満足するまでのきれいな状態に戻すということです。そして、併せて将来においても支障汚染を生じないようにということが確認できる時期を

対策工が終わった時期とするということです。そして、8点目は対策工は処分場の廃棄物の種類や性状のみならず地域の状況などに十分配慮して支障除去の実効性や確実性を担保するとともに法に定める支援を受け対策工の計画的で円滑な実施につなげる。これも地域の状況などに配慮しながら確実に支障除去するというその工事を行い、そして、法に定める支援、具体的には県だけではできない部分、国から支援をいただくとかというような形で支援を受け計画的で円滑な実施につなげるということ。ことです。

この以上の8項目は対策委員会の皆さんが15回ほどにわたる議論のなかで出してくださいました。そして、この条件に照らし合わせてこういう横の図がありますが、このような判断をさせていただきました。「○」は可能な、「△」は課題がある、「×」は不可ということです。そしてこの判断は誰がしたのかというと私ども県としてさせていただきました。多分今日もこの判断自身に異論あるいは違うというご意見がお有りだと思います。それは皆さんの方で出していただけたらと思います。まずA2案全周遮水壁、周りを全部壁で囲って全量撤去するという案ですが工期は13年、全体のコストは243億円、そして、これは住民の皆様が最も強いということで「○」にさせていただいている。ただ残念ながら私たちは2点目の効果的で合理的で経済的かということそのように判断できなかったで「×」にさせていただきました。合理的ということですが、遮水壁で支障が除去できるという研究者の方たちの意見などからすると全て廃棄物を取り出すということがその合理性がないと判断せざるを得ませんでした。また、経済的ということですが、上にみていただくように243億円、大変巨大なお金ですが、B案の方は45億円プラスアルファ、D案52億円プラスアルファ、そしてE案89億円ですがこれ皆税金で対応させていただくこととなりますことから243億円より安い案で効果が出るものがあつたらそちらを選ばなければいけないということが、この経済的という理由です。それから代執行事業ということですが、先程申し上げておりますように、そもそもあそこに違法物を持ち込んだ事業者の責任を問うということで措置命令をかけ、そして事業者が改善できない場合に行政が代わりに執行するということですので、この代執行も上の条件合理的で経済的効果的でないと代執行そのものもできないということになってしまいます。また、対策工の構成ですが、緊急対策と恒久対策これについてはA2案全量撤去も「○」ということ。それから周辺環境ですが、先程申し上げましたように5トントラック(2:10トントラック)で毎日50台1年250日13年運び出すということ等による影響、また、その掘り出すプロセスにおける技術的な問題、騒音、振動、悪臭などの懸念がありますのでここは「×」にさせていただきました。申し訳ありません。先程の緊急対策、恒久対策は可です。対策工の構成というのは、対策工自身が支障をきちんと除去できるかどうか、そして、モニタリングが入っているかどうか、2次被害

防止のための影響監視がされているかどうかということです。失礼いたしました。緊急対策、恒久対策は先程申し上げたとおり、これはいずれの案も「 」となっております。また、廃止基準のクリアーですが、先程来申し上げているように廃棄物処分場もここで処分場としては終わりですよということは次の土地利用などができますよという意味合いも含み得るわけですが、その廃止基準をクリアーできるかどうかというのはA 2案は全ての有害物を撤去するというところから「 」です。D案については、廃棄物浄化に時間がかかるということですので基準がクリアーできるわけではないということで「 」にしてあります。しかし、時間はかかるけれどもこの基準をクリアーするというのが先程来申し上げましたようにD案の目的でもあります。D案のB 2というのは廃棄物そのものが浄化されない、上をシートで覆ってしまいますのでそういう問題があります。それからE案というのは、D案と同じくらい時間はかかる。それから、8点目の実効性ですが、法的な特に国が今廃棄物特別措置法という法律にのるかからないかということA 2案の場合にはのらない、D案の場合のはのると、それからE案はのらないということです。

このようななかで具体的にじゃ県はどういうことを考えているのかというのはあとからご説明いたしますが、皆さんが一番不信に思ってるのは、委員会がそもそも全量撤去案を8名の委員が提案したのに、そして、7名の委員がD案原位置浄化を提案してくださいました。たとえ1名であっても最も多い人数まして地元の方が4名はいつている、その地元の方が最も望んでおられる全量撤去をなぜ県は採用しようとならないのかということが多分一番大きな不信あるいは今日も議論になるところだろうと思っております。今申し上げましたように私どもは税金をお預かりしながら県政を動かさせていただいているわけですけれども、A 2案の場合には法的な根拠あるいは時間の問題あるいは実効性の確保ということで採用できないという判断をしたところです。採用できないなら何でその案が対策委員会からでてきたのかということも不信に思われるかもしれませんが、対策委員会のなかではあらゆる可能性をお考えいただいたということです。そんななかで後々ご質問受けさせていただきましても、気持ちとして皆さんがたとえそれこそひとくれ（ひとかたまり）でも有害物が処分場にすぐ住宅の横にあることは我慢ならんと大変強く思っておられることは伺っております。そういうなかで原位置浄化案というもので私どもは責任を持って浄化をさせていただいて、みなさんがこの安全にこの地域で暮らしていただけるということを持ってやらせていただきたいということが私の本日のまず最初のご挨拶です。具体的な中身につきましては、担当の方があとから説明させていただきます。そして、ご意見についてはそのあとで受けさせていただきます。どうも長い時間挨拶とプラス説明になりましたけれども、あとは担当の方よろしく願いいたします。

井口：(パワーポイント、模型にてD案、A2案、スケジュール説明)

それでは具体的な工法とスケジュールについて、簡単に説明させていただきます。手元の資料の知事が説明しました同じ資料のあとに断面図の2つとスケジュールが付いていますので、これについて説明させていただきます。あともう1つの資料の方はそれも含めて詳しくなっていますのでまたあとで見ていただくということをお願いいたします。それでは説明させていただきます。まず県の方がやらせていただきたいということであげていますB1案ベースのD案原位置浄化+有害物掘削除去案ということで説明させていただきます。工期が3年プラス、というのは有害物掘削除去にかかる期間あるいは下のコストの方ですと期間ということになります。下にイニシャル32億プラス、ランニング13億と書いてますが、イニシャルというのは最初工事をやるのにかかるお金です。ランニングというのは30年間の維持管理費、あとで説明しますが水処理ですとか管理のために必要なお金が30年間で13億円いるということです。D案(B1ベース)のD案というものは、この赤いのが遮水壁ですがRD処分場の全周を遮水壁で囲みます。下が土層図なんですけど、一番下この火山灰、その下に更に粘土層があります。この厚みはこの当たりで30m以上の厚みがあるということが確認されておりますのでこの層まで遮水壁を全周入れると、最大の長さは40m程度になるということで全周囲みまして、それで地下水が外に出て行かないようにします。そうした上でなかにあります廃棄物から出る汚い水、あとまたなかの砂層が2層あるが砂層からもポンプで汲み上げて水処理施設を設けてそこで処理した水を下水道に入れるということで汚い水を外には出さないという計画です。さらにここに換気口を設けて自然換気ということですが、絵は1箇所しか描いてませんが何本も打ちまして廃棄物の中に空気を送ることと先程地下水を汲み上げると言いましたけども汲み上げることによりまして水を入れ替える、そして、こっちで空気を入れ換えるということで原位置で浄化をするという計画です。あと表面につきましては土で表面を覆いまして、覆土と言うておりますけども覆土をしまして廃棄物の飛散とか臭いなんかを防止すると考えている。有害物の掘削除去については、現在詰めているという状況です。次、委員会の方が推奨いたしましたA2案の方ですが、これも全周遮水壁をすることは同じです。この中のこの部分が廃棄物ですが、廃棄物は全量撤去してそのうちの半分くらいは汚れていない、使えるだろうということでこの中を16分割くらいにしめて、分別により使えるもの使えないものあと使えないものでもプラスチックとかのものに分けて使えるもので埋め戻しを行うという計画です。また掘削するところには大型テントを設けるというような計画でして工期は13年、全体の費用は243億円ということになっています。

あと小さくて申し訳ないですが、今後のスケジュールですが、現在地元説明をさせていただいておりますけども、これから県の議会とか環境省とも現在協議を進めてお



りますが、環境省の同意を得ていきたいと考えています。現在、地質調査と詳細設計、細かな設計の発注の準備をしております、それを7月か8月くらいに発注させていただいて、まずは地質調査の方に入っていきたい。そして、対策工の詳細設計にはいっていききたいということで考えています。先程申し上げませんでしたけども、中にあります焼却炉の中から高度のダイオキシンが確認されておりますのでその洗浄工事を今年度から来年度にかけて行う計画をしております。それで24年度末が特別措置法の期限ですのでその1年前の23年度末には全ての工事を終えまして24年度に1年かけましてモニタリングにより本当に外に汚れが出てないかとかというようなことを含めまして確認をさせていただきたいということで考えています。模型で補足説明をさせていただきます。

これは処分場なんですけどもこの黄色に塗っています部分が処分場です。この水色の部分が砂の層でここに水が流れて、あとこのオレンジ色の部分が粘土層、あるいは赤いのが火山灰層なんですけどもこの部分は水を透しにくい、実質上透さないとみなされる層です。この処分場の中を割りますとこんな形になっております。小さくて申し訳ないですが、こんな形になりまして先程の断面図と一緒にですけども換気管あるいは汚い水を取るポンプ、ポンプは3つしか描いてませんが実際はもっと設けます。これらを設置しましてこちらに水処理施設がありますけれども、ここで処理しまして下水道に接続するという計画をしています。この粘土層は下30m以上有りますのでそこに2.5m程度入れて完全に外には出ないという形を考えています。今のこの遮水壁についていろいろとご心配もいただいているということなんですけども、このソイルセメント遮水壁といいますのは土とセメントとあとベントナイトと言います小さい粘土なんですけどもと水を混ぜて作るんですけども、全国で400件以上の実績がありまして最終処分場なんかでも28件ほどの実績があります。あとまた耐用年数なんですけども、耐用年数につまましての研究結果なんかでは作ってから27年間経っても強度が上がっているということでそのことから、コンクリート構造物と同等程度以上つまり50年間くらいは十分保つだろうというように考えてます。遮水性ですが基準では $1 \times 10^{-6}$ 秒/cmの染み込み方、1年間でいいますと30cm程度ですが、1年に30cm程度以内の染み出し方をするような構造とすると決められていますのでそれ以下となるような構造にするように考えています。実際それを確保するためにこれからの調査で現地の土を取りまして配合試験とかによりその土とセメントとかを混ぜまして必要な遮水性が確保できるような配合にしまして施工するというように考えております。

また、もし遮水壁を打つ当たりに廃棄物があるかどうかということについては、事前に確認しまして廃棄物に触れることがないような形で、もしあったら当然どけることにはなりますが、そのような形の施工を考えていますので廃棄物とセメントが混じるということはありません。地震とかその他いろんなことでひびが入るのではないかと

そのときどうなるのかというような質問もよくいただきますが、それにつきましては1つは先程申しました中にポンプを設けてあげることによりまして外よりも中の水位を少し低く保つことによりまして万が一亀裂がいたりした場合でも水が外から中へ流れる、逆に中から外へ出ると汚れてしまいますのでそうならないような体制を取りたい。その当たりの確認につきましては、処分場の周りに遮水壁の近くの外側に井戸を設置しましてその水位ですとか水質とかを定期的に観測しまして漏れてるか漏れてないかという当たりを確認していきたい。もし、漏れてたら応急策としてそこに井戸掘って水をあげるとかいうことをしまして、あとまた、修復については地盤改良工とかいろんなやり方を考えられますのでそういう形で対応していくというようなことで考えております。そういうことでももちろん全然悪臭も騒音も振動もでないということとはいいません。もちろん廃棄物を触りますので確かに先程のA2案よりはかなり短い期間にはなりますが、やはり悪臭とか騒音、振動でますのでそのあたりは地元の方に十分説明してできるだけ影響を少なくなるように業者に指導をしてまた十分説明させていただいて工事の方を進めさせていただきたいということで考えていますのでよろしくお願いたします。以上で説明を終わらせていただきます。

住民A：D案の焼却灰洗浄除去という概要があるが、これをもう少し具体的に説明してほしい。

井口：今考えているのは、焼却炉自体がダイオキシンに汚染されているのでそれを洗ってダイオキシンを取ると考えている。具体的には水で洗うと考えているが、洗ったときに周りが汚れたら意味がないのでそれを洗っただけで済ますのか、解体してしまった方がトータルで良いのか、また、遮水壁や他の工事をするのに支障になるので撤去せざるを得ないのか、というあたりは今そこまでの検討が十分にできていないので詳細設計の中で詰めて決めていきたいと考えている。

住民A：今の説明からいくと私らはA-2案でないと困る。焼却炉を解体してもらわないと。これを今のD案のままいくと水で洗って云々ということで説明されたが、まだ最終的に取り壊してどうのこうのというところまで検討されてないわけですね。それで今この説明をしてもらってもじゃD案でいきましょうということにならない。まずみんなが納得するのは無理である。その辺のことをもっと詰めた形で今日の説明になぜ臨まないのか。その辺が県に対して不信感を持っている。それではだめだ。それに付け加えるならばA-2案に8名の方が賛同されているよね。それでD案は7名ですか。この7名の方というのはちょっと言葉は悪いが他人である。地元の方が1人も入っていない。大学の教授とかそういう方である。悪く言えばきりが無いのだが。地元重視

に考えてない証拠である。A - 2案にするべきだ。費用もかかり、また、効果的、経済的等の箇所に「×」が付いてるが、費用がかかるのは仕方がない。県が認めたRDを県が今までずっとこのままにしてきたことによるしわ寄せが今来てるのだ。費用がかさむからD案でさせてくださいと言わんばかりの説明に私は受け取れるのだが。それが100%そうであるということはおそらく言えないが私はそういうふうを受け取れる。

管理監：焼却灰の洗浄除去の話だが、模型の赤い部分がかつての焼却炉の残骸である。そこにすでにダイオキシンがかなり溜まっている。これがいつ何時崩壊してダイオキシンが拡散するのかわからない。このリスクを即解消したいということで今年度予算を設けている。それであくまでもD案を基本に対処していきたいと我々言っている。各自治会皆様のご意見を伺ってどういう形で撤去するのがいいのか、あるいは洗浄だけでいいのか、というのは今後詳細設計のなかで詰めていきたいと考えている。今年度中にこれについては施工するといった予算もいただいている。もう1つの8名7名の委員さんの話ですが、産廃特措法の処理の方針というのは、掘削除去か、原位置での浄化か、それとも覆土か、この3つのスタイルの中から選びなさい、この処分場が周囲に与える環境上のリスク、生活に与える危険をきちっと踏まえそれを解消しなさい、それを解消するために本当にこの処分場の廃棄物を撤去しないことには解消できないのか。

そういう理屈立ての中でD案47億円だからその半分近くを国から支援をいただくわけである。国の支援を今回考えているが、対策委員会の中で生活に与えるリスク、危険を4つ提示された。1つは地下水の汚染がある。焼却炉がいつ何時潰れるかわからないこのダイオキシンが非常に危険である。また、西側市道とか処分場の上部の方できちっと覆土されていない有害物に紛れた廃棄物がさらされたときに飛散流出のおそれがある。それが風などに押されれば周囲は非常に危険な状態になるといったおそれがある。それとあと硫化水素ガスの問題がある。ガスは最近非常に収まっているとはいっても内部ではまだ発生してるようである。この4つのリスクが処分場の周囲に与えている非常に危険な状態になる。これをいかに解消していくのかを我々が委員会の結論を踏まえて提出させてもらったのがD案ということで県はこれでやらせていただきたい。国に全量撤去案で持っていても生活環境上の支障となる4つの問題をきちっと解消できる方法が他にありとされれば採用されないことになる。全量撤去しかリスク解消できないと言うことを科学的に説明しなければならない。我々は今回廃措法の理屈に合っているD案になったということである。

住民B：対策委員会でA - 2案を支持した田村というものだが、1点知事が言ったことは

大きな間違いがあるので訂正してほしい。全量撤去と知事は言うが、全量撤去ではない。全量掘削をして有害物もしくは不適切に埋められたものを全量撤去する。先ほど知事は70万トン(単位 $m^3$ の間違いである)を外に出すと言ったが、それは大きな誤解を生じる。そこをしっかりと訂正してほしい。そんな嘘の報告をしてほしくない。全量撤去案だけを大きく書いてあって、再度それを安定型処分場として埋めて良いものは埋め戻すと書いてるじゃないか。全量撤去とは書いてない。どうも作為的にD案に持っていかうとする思いがある。パワーポイントでは説明があったが、3ページでもD案とA-2案で焼却炉の話が載っているがA-2案では焼却炉は解体撤去である。洗浄除去ではない。解体撤去する段階で洗浄は必要だと思うが、言っている言葉を訂正してもらわないとそういうことを本当に市民の人が見たときに全量撤去70万トン毎日のように運ぶのは大変だと大きな誤解を招いて対策が変な方向に決まっては困る。情報だけは確かに流してほしい。

住民 C：D案賛成の7名の委員の中に1名地元の専門家がいると説明されたが1名は栗東市役所である。専門家と私は認めにくい。

住民 D：管理監が国の特措法の適用を受けて事業をやりたいと言われた。A-2案はこれに該当しない。ところが、ほとんどの対策委員会を傍聴したが、その中で国の行政指針を委員の皆さんに開示したが一部隠蔽されていた。公表されてない部分が一番肝心だと思う。それは特措法が受けられるか受けられないかの分かれ道である。それでもって受けられない方針を検討させてたのか。そして答申を受けてからできない、それは委員の人を馬鹿にしたことになるのではないか。

室長：対策委員会のことなので私の方から説明する。今、さんが言われたのは「必要な限度」についての説明である。「必要な限度」の説明について、私どもの資料は支障の程度及びその状況に応じその支障を除去し、または発生を防止するために必要であり、かつ経済的にも技術的にも最も合理的な手段を選択して措置を講じるよう命じなくてはならないこと。ここまで私どもは資料を出させていただいた。今隠してたのではないかという意味合いのことを言われたのは、そのあと「具体的には例えば」というのがある。「具体的には例えば」ということで、「最終処分場において浸透水によって公共用水域を汚染するおそれが生じてる場合は遮蔽工事や浸出液処理施設の維持管理によって支障の発生を防止できる場合はまず措置を講ずるよう命じるべきであって、これらの方法によっては支障の発生を防止できない時に初めて処分された廃棄物の撤去を命じるべきであること。」と書いている。これは、「必要な限度」という法の説明しなさいということで対策委員会で委員長が言われたので出した資料である。「例え

ば」のところについては書く必要がないと思って書いてない。「経済的にも技術的にも最も合理的な手段を選択して措置を講じるよう命じなくてはならないこと。」と言うそこまでは対策委員会の中で資料を出した。そういうものである。

住民 D：一部削除して、全部出さないと、その部分が一番特措法に関しての肝心な部分である。どんな言い訳をしても、なぜ全部開示されなかったか。皆さんはそれを持って判断をして A - 2 案を出された。そういうことでなければ特措法にかからないということが県から説明があれば、A - 2 案は出されなかったかもしれない。

室長：お言葉を返すようで申し訳ないが、対策委員会の中で委員長が法学の専門家である。その方が対策委員会の中でこの法的スキームの中では A - 2 案は無理だと。だから委員長は D 案を推薦されているわけであり、このことの議論は対策委員会の中でもされているというふうに理解している。申し上げられたように全てを書いた方がわかりやすかったかもしれないが、「例えば」という表現の中では必要ないのかなあと思い、「必要な限度」について資料を提示させていただいたということである。

住民 D：言い訳である。

知事：先ほどの さんの質問だが、全量撤去というのは不適切だと一部選別をして埋め戻すということは確かに書いてあるが、報告書そのものが廃棄物全量撤去の大きな項目の下に A - 1 案、A - 2 案とあり、A - 2 案も「廃棄物全量撤去 + 埋め戻し」とあるので全量撤去と申し上げたが、この埋め戻しということを先ほど正確にご説明しなかったことは申し訳ないと思っている。それから委員の皆さん地元 D 案を 7 名の方が支持したということで、1 名は地元の方で残りは専門家の方と申し上げたが、地元の専門家ではなかった。そこも地元の方というのは栗東市の関係の方と理解している。もし、そういうことで聞こえなかったらお詫び申し上げます。

住民 E：全量撤去するのは 70 数万トン（ $m^3$ ）の土壌があると知事が先ほど言たが、県が許可をした以上の廃棄物を捨てたのを足して 70 数万トン（ $m^3$ ）であるということを知事はご存じか。

知事：私どもは昨年まで詳細な調査をするまでは 40 万トン（ $m^3$ ）と理解していたが、昨年 1 年間かけて調査をして全体の体積を測ったところ 71 万トン（ $m^3$ ）ということで去年の調査の結果そうなったと理解している。

住民E：違法な処分場の量を県は何の手だても対策も取ってくれないが、そのときにもっと速やかに措置していればこんなに数量は増えなかった。その結果、全量撤去するのに費用が2百何十億かかる。それは今まで県の甘い考えがRDの違法な廃棄物を処理させたおかげである。それを今住民の皆さんに莫大な税金を使ってと言われるが県の責任がほとんどである。もっと手だてを早くしていればもっと費用が高額にならなかった。知事が就任して大変やということで学識経験者を知事が対策委員会を新設した。その知事の思いはよくわかる。できるだけ早く住民の皆さんに不安のない生活していただきたいという思いで委員会を開かれたと思う。その結果、A-2案が一番いいと推奨されている。県の今までの報告を聞いていると、とにかく費用がかかる、経済的にも大変きついということでD案と言われるが、知事がニュースで私の好きなきれいな琵琶湖を守りたいと、我々も昔のきれいな清水で生活したい。知事が琵琶湖をいつまでも守りたいと言われるなら私たちも昔のように不安のない生活をしたい。その思いをよろしくご検討願いたい。全量撤去で費用がかかるのは別にして、素晴らしい人が集まった対策委員会で良い案を出していただいたのでそれを知事さんよくお考えいただいて再検討願う。

住民A：この問題が発覚して、上田さんでしたか、北の山の会議所に何回も説明に来た。それからずっと何年間も経っている。ようやく今知事が腰を上げた。知事になってから2年経つが今まで何をしていたのか。言葉は悪いが正直に言わせてもらう。新幹線新駅の問題で一生懸命になった嘉田さんがこの方に全てに知恵知識を費やして、この人命に係るRD問題に対してあまりにも置き去りにされたのではないかと正直なところ思っている。今まで何をしてきたのか不信感を持っている。

知事：昭和54年にRDがここで廃棄物分場、その前に一般廃棄物もあったと伺っている。その前は里山としてお宮さんもあって、ため池も経堂ヶ池、鴨ヶ池と大変美しいところだったと聞いている。私も過去の写真で確認をした。そういう美しい懐かしいそういう森がまさに廃棄物で汚されてしまって皆さんが大変不安に思っているということ痛いほどわかるから、私はこのことを解決をしたいと強い意志を示させていただいている。平成11年その以前からみなさんから苦情が県にあったと。先ほど申し上げた行政対応の検証委員会は12回委員会をさせていただいた。その中で過去の担当者のヒアリングをしましたところわかってきたことはRDの会社は優良会社であったと、町の有力者も係わっているというところで県の認識が甘かったのではないかと、これはきつく検証委員会の中でも批判をされました。

今から振り返ってみると確かにそういうことがあったのではないかとということで平成一桁から二桁、11年の硫化水素が噴出したときも今から振り返ってみると他にや

るべきことがあったのではないかということで私はマニフェストの中にもRD問題をできるだけ早期に安全性を確保したいということで書かせていただいた。そして、皆さんの新聞記事なんかで見ると新幹線問題ばかりが出ていたかもしれないが、私は事業者責任を追及すること、そして県の責任検証委員会12回開催し、またさんはじめ各対策委員の方には15回参加いただきました。専門家の会議は7回と理解している。そういうふうに週最低1、2回担当者呼んで今どうなっているのかを聞いて必死にやらせていただいた。RD問題を置き去りにしたつもりは全くない。必死にやりました。そのことはご理解いただきたいと思う。大変寂しい。

室長：2年間何をしていたのかという件について少し説明したいが、当初県は事業主にやらせるということで改善命令をかけていた。改善命令が終わったのが平成17年の6月である。その2か月後に西市道側のドラム缶調査をした。ドラム缶5個発見して、平成17年12月に西市道側全体の掘削調査をしまして併せて百本のドラム缶が出てきた。ドラム缶の内容物は何かということで分析等を行った。悪いものだという結論が出たうえで平成18年4月に措置命令をRD社にかけた。平成18年4月から2ヶ月してRD社が経営破綻した。経営破綻をして7月に嘉田知事が新知事としてお見えになった。滋賀県もこういう事案の経験がなかったので、早速8月に専門家チームを呼んできた。専門家チームの助言を受けて10月に行政対応方針を、この問題に対して県としてどうやっていくのかを常任委員会に説明をして、10月に公表した。

その中で対策委員会をつくるということで決まったが、その対策委員会の設置がスムーズにいかず、12月に対策委員会を設置した。それで1年間の集中審議ということでお願いをしたかったが、当初8回の予定が15回と倍ぐらいになった。対策委員会の審議で時間がかかり遅れたということではなく、追加調査を県としてした。18年度3千万円の予算、19年度1億円の予算、併せて1億3千万円の追加調査をさせていただいた。追加調査の内容についても対策委員会の審議を得ながらやってきたことから、最初の3千万円は繰り越し事業という形になった。この追加調査はボーリング全体で12箇所、周辺で4箇所、掘削調査を含めてこれに相当な時間がかかっている。その追加調査の結果として72万トン( m<sup>3</sup> )埋まっている、掘削調査により新たにドラム缶が約130本ほど出てきた。それから私どもが直接元従業員さんの証言を聞くことができた。住民団体さんの証言を集めながら掘削調査をしてきた。皆さんから見ると、何をしとんねというお叱りを受けるのかもしれないが、そういうようなことをやってきたというのも事実である。それがこの2年間の中の仕事である。

自治会長：先ほど言われた焼却炉の洗浄をする段階で解体した方が良いということが結果として出てくる可能性もあるというのは正直な話で良いのだが、地元住民としては焼

却炉そのものがあの形で残ること事態が神経に障るのである。今日のことを聞いていると住民から突き上げられて明日から寝させてもらえないのではないかと思う。わかってもらえるか。

管理監：そのことは地元の県会議員さんからも不安の象徴の存在としてあるんだと。まずあれを撤去しないと収まらないという話は聞いている。そのことは知事にも伝えている。今後の検討と言ったが。

自治会長：先ほど正直に言われたので、ある程度の溜飲は下がったが、あれがある限りはもう上砥山は誰1人うんと言わない。

住民A：今後検討すると言われたが、何で検討するのか。いつまでに検討されるのか。

管理監：今年度予算として処置しているので。

住民D：焼却炉についてはRD社が健在なときからあそこの煙でみな難儀していた。そこへこういう状況になって、とにかくあそこの解決をしてくれというのはずっとお願いをしてきて今日に至っている。この地域での説明会があってから今日まで約2年間が経っているが、まだ検討するということで県の行政は何をしていたのかと彼は怒りが出たんだと思う。

管理監：申し訳ない。今の検討というのは、今年度予算でダイオキシンの不安を解消するため予算措置を2カ年継続ということで約7千万円措置している。だから先ほど検討すると言ったのは、予算上の要求は洗浄ということで要求しているが、皆様の思いを踏まえて謙虚に振り返るのか、議会にも説明する必要がある。そういうことも含めて少し時間をいただきたいということである。

住民A：ちょっとおかしいのではないか。洗浄の費用として7千万円か、まだ地元住民が洗浄で良いとも言っていない、今この場では撤去という要望をしている。その7千万で県が勝手に決められるのか。撤去だったらいくらかかるのか。

住民F：先に通常は労基届けて全部囲いして絶対下に染みないようにしてそれから洗浄するのが先である。それから撤去である。一気に撤去したら散るに決まっている。多分そのやり方はご存じなんです。まず県が判断できない。それは労基管轄になるはずである。



室長：おっしゃるとおりである。全部覆ってしまう。まず覆ってしまっただけで飛散させたいわけではない。今はこびり付いてる部分があるので倒壊しない限り心配していないが、今度はやるわけだから飛散する。我々はそこを覆ってからダイオキシンをどけることになる。そうすると焼却炉は金属であるからその処分をどうやっていくかということについて、詳細設計を併せて約7千万円の予算要求をしている。

住民F：基準はどれくらいになってるのか。ダイオキシンの検査をしてますよね。

室長：一番高いところで1300倍である。覆ってきちっとやるということは知っているが、具体的にどうするかということは詳細設計で検討する。もちろん詳細設計ができた段階でこういうかたちでさせてもらうということの説明はさせてもらうが、今はまだ詳細設計で専門家にどういうやり方が一番良いかということを知りてない段階であるので明確に申し上げられない。できるだけ早く全部の詳細設計をするが、まず焼却炉を先にやろうとしている。焼却炉の詳細設計を先にやって今年と来年でダイオキシン問題を解決していこうと考えている。本当は2カ年もかからないが、時期的に詳細設計をしてからやらなければならないので予算上のスケジュールからいうと来年の1月から6ヶ月くらいと思っている。この対策工の同意をいただいた上でやっていかなければならない。これも特措法の支援をもらってほしいと思うのでそこら辺で考えている。

住民A：私は専門的なところはわからないが、超越した質問を出したことに関してはお詫びする。でも、思いというものは謙虚に受け取ってもらわないと。何がおまえら訳のわからないことを言うているのか、何も知らないものがごちゃごちゃ言うなということをもっとも思っているのなら大きな間違いである。

知事：焼却炉の話聞いて、私自身みなさんの思いを理解できた。あそこから煙がもくもくと上がっていてそれがまさに象徴だったということですね。もっともっとそういうことを私は理解させていただかないと。あの姿を見るだけでたまらんといい皆さんのお気持ちはしっかり受け止めさせていただく。ざっくばらんに言わせていただくが、行政というのは大変不自由なものでありまして、法律があったり科学技術のいろんな後ろ盾があったり。実はいつも今やってる皆さんとの議論は私たち中でやっている。そんなに何で時間がかかるの。もっとさっとやってくれないか。なんでそこで法律法律と言わなあかんね。みんなの気持ちがあるのなら、その思いがあったらその思いを遂げるようにしようよ、と言ってもそれは思いだけではできない。こういうのはいつ

も議論している。議論しながら私も何十年もの不安を抱えていた皆さんの思いを受け止めたい。

改めて申し上げますと、産廃の処分場というのはだいたいいつも住居地と離れている。ここはこんなにすぐ横なんですね。それをなぜ県がその時代に許可をしたのか。多分皆様も憤懣やるかたないと思うが、私どもの先輩はRDの会社は優良会社であると、地元の有力者の皆様も支援してるじゃないかということできちんと指導しきれなかった。ここが惜しいと思うし、そのための責任を今取らなければいけないということで今よりも安全な状態を、そしてお金の問題でもない、もちろん。命と引き替えにお金が安いからということじゃない。きちっとある安全な状態まで、環境基準プラス皆さんがこれで安心できると思うところまで戻るのが私どもの責任だと思っている。そのために必要なお金は入れさせていただくというのが判断である。

だから命と引き替えに安上がりな方と言われるのは大変私も辛い。実は本当に県下いろんな問題を抱えているので、とにかくこのRDのこの地域については近接した住宅地域の皆様の安全を確保する。それを私または担当室の大きな一番の目的としてやらせていただいている。上田などは今5年目です。確かに私たち先輩の責任かもしれないが、毎日毎日良くやってくれている。良くやってくれているが、しかし、不足があるということで皆様のご意見をお伺いに来ているので、先ほどの焼却炉のお話は本当に心配で寝られないという自治会長さんの言葉をしっかり受け止めさせていただく。どうやったら不安を解消できるのかを具体的なやり方、堅い言葉で言わせていただくと実施設計という、具体的な設計をどうしたらいいか、工事の途中で飛散したらいけないので、そのあたり少しお時間いただきたい。よろしく願います。そのことはしっかりと受け止めさせていただく。

住民A：不満ばかりで申し訳ないが、先月11日に中央公民館で説明会をされた。そのとき最後の挨拶で人命に関わる問題であれば何をさしおいても優先させなければいけないと言われた。それだけは覚えている。後の挨拶は覚えてない。今この問題は人命に関わる問題ではないのか。今ここにいる我々の年代は直接体に症状が出てくるということは考えられないかもしれない。子や孫やひ孫になってその症状が出てきたときに当然前にお座りになられている皆様方もこの世にはいない。じゃ後誰が責任取るのか。昔の人はよくこんな物してくれたものやな、必ず出る。人命に関わる問題であれば何をさしおいても優先しなければならぬという嘉田さんの言葉に、それがこの状態かと私は幻滅を感じる。もっと優先してやるべきである。新幹線の駅の問題じゃない。それ以前にやらないとだめである。就任からスタートでもこの新幹線の問題をさしておいてでもこれをやらないと、ちょっと言い過ぎかもわからないが。少なくとも並行してやるべきである。でもこういう地元住民に対しての直接知事が見えられたとき

のそういう説明会というのはここ最近になってからである。今まで全部上田さんが来られてたし、私はそこに不満を感じる。じゃ知事は何をされてるの。ただ部下に命令だけかと。自分で動いてなぜやろうとしないのかというところにみんな不満が重なってくる。

室長：知事が就任したときは、ちょうどRD社が経営破綻した直後であって、その後予算付けにおいても行政対応方針を示す手順がやはり大事であって、こういう形で解決していくという行政対応方針についてもこの自治体の方に説明に寄せていただいたと思っている。そういうことでこの対応方針の時にもこういう形でやっていくと説明をさせていただいた。そして委員さんにも調査をするのでお願いしますという手順を踏んできてやっと対策委員会からお答えをいただいた。そして私も土木的なことがわからない事務職で、今年は土木の職員を3人もつけてもらった。ふつうよそが減るのに考えにくい。また、化学の職員を2名つけてもらった。やっぱり行政のがやるのはそういう専門的な知識があるものがきちっと理解してコンサルとも話をしながらやっていかないとやはり間違いを起こすということで今年は5人も技術職で、対策委員会もそうであるが、完璧にしっかり押さえないと通用しない部分がある。そういうことで体制も「やるぞ」という体制にさせていただいたのできちりやっっていけると思う。何もしてないのではなく、そのときそのときに応じてやっっていけると私は思っている。去年なんかは私1人で寄せていただくときは土木の職員1人だったし、非常に心配だったが、今年は3人もつけてもらっているので具体的な対策工がきちりやっっていけると思っている。

自治会長：土木の専門家に聞きたいのだが、遮水壁をソイルセメントというがなぜセメントなのか。コンクリートじゃないのか。

井口：普通のコンクリートは砂利と砂と水とセメントを混ぜてつくるが、ソイルセメントは砂利と砂というのがそこにある土を代わりに使う。後は基本的に一緒だが、ベントナイトという粘土の小さいものを使うのが、コンクリートになぜしないかという、1つには水を通さないように1年間に30センチ以下にしたらいという基準になっているのでそれを満たすのであればあえてコンクリートにしなくてもいけるといっている。あとコンクリートだと、かなりセメントもソイルセメントに比べると2、3倍も通常入れるが、そうすると非常に硬いものができる。逆に硬いことにより周りの地盤よりもすごく硬くなるわけであるから、例えば地震とかの時にそれだけ動かない。そうすると逆にひび割れしやすいとか、絶対壊れないというわけではないがそういうことを含めて今回の場合はソイルセメントでいけるといって選択している。もっ

と分厚いコンクリートであかんのかということにもなるが、お金のことも含めて総合的に考えてソイルセメントが1番行政としては良からうということで選択させてもらったということである。

自治会長：ソイルセメントの場合水は何を使うのか。

井口：水はきれいな水を使う。

自治会長：自然水か。

井口：水がないところだととそうなるが、今の地盤は水があるけれども廃棄物に触れた水が入るとまずいので、実際は穴を掘って穴を掘ったところの部分の方が外よりも圧力が高くなるような状態にして他の汚い水が入らない状態にしてきれいな水とセメントとそこの土を混ぜるような形でやる。そういう意味ではきれいな水を使ってやるということで決して汚れた地下水が混じるとかいうことではない。その辺は実際現地で試験施工とか配合試験とかで所定の品質のもので水が止まるような性能のようなものができるのかを確認して工事するという事で考えている。

自治会長：了解。

住民B：この基本的対策工をつくるときに地元説明をしているが、最終的な地元合意をどこで確立するのかを聞かせてほしい。予定表を見ると県議会に説明して県議会に報告すればその後地元説明はないのか。このままおいて、地元合意なんかできない。6月11日がニューハイツだと思うがそこで説明があっても地元合意は得られないと思う。例えば、県が来て自治会長に印鑑をもらえばそれで済むのかという話ではないと思う。先ほど先輩が質問していただいたが、D案について知事がこういう対策でいきたいと提案されてるわけだが、これについても実際有害物除去についてはその方法も含めて地元検討しましょうとなっている。ということはA-2案は有害物全量撤去である。全量掘削するから13年間かかるという話であるが、D案でも有害物がどこまで除去していくかということによっては大きく工期が伸びるはずである。そのへんが3年プラスだと思うが、3年プラス5年なのか3年プラス1年かわからないじゃないか。そのなかで地元合意をもらいましょうと行って後々全然なくて、県議会で九里さんと三浦さんが出てからその三者が合意すればそれでいいのかという話じゃないと思う。地元合意の最終的な部分はどうか確認されるのか伺いたい。

管理監：4月9日に対策委員会答申をもらって、一方では特措法対象事業として1/2支援をもらいたい。それを間に合わせるとなると8月に環境省の承認をもらわないとスケジュールが間に合わない。対策工で約2年半、モニタリングで1年かかる。今年度の対策工の設計にほぼ今年1年かかる。そのへんはタイトに縮めることは可能だと思うが、そういうことから4月の答申を受けて事務作業をして県としてどのような対策工でいくのか方針を決めてほしい。そうしないと国との折衝もできない。県の方向が決まっていなければ相談にも乗れない。だから早く決めないとリミットが25年3月、それとモニタリングまで終わらないと制度の対象としないと言われている。このあいだの15日にも知事に出てもらい常任委員会で県の方針を説明した。そうしたら県議会の方では地元で基本的な了解をもらってこい、ここでわかったとは言えないということで今回一連の自治会回りをしている。いずれにしても各会派に対して6月議会では来年度の話であるが予算裏付けをもらわないといけない。だから6月議会では原案についての我々の方針に対して了解いただきたいとお願いしている。そのための条件として今回一巡目の地元説明で各自治会とも全量撤去でなかなか了解を得られないが、6月から始まる議会までにもう1回地元説明に入らせてもらってみなさんの意見を踏まえてどこまで歩み寄れるかを内部で検討してなんとか県議会にも了解をいただいける方向で、地元、または、栗東市にも了解をもらわなければならない。非常に県議会各派に6月議会で判断してほしいと言っている。地元の皆さんにも非常に性急な話であるが、望むらくはそういう判断いただきたいということでお願いしたいと思っている。

住民B：忙しいのはわかるが、時間がないのはわかるが、だからといって地元を無視することはできない。基本的な考えであるから地元の合意形成のためには力を出していただきたいと思う。よろしく願います。

室長：先ほどの さんの質問の中でD案の中で有害物除去というのはどう考えているのかというのがあった。報告書の中では処分場にはドラム缶が集中して、木くずなど違法な埋立が明らかになっている。この埋立物を除去するということが書かれている。これは私ども元従業員90人の方に照会してそんなに多く回答していただけていないが、現場立会してここということをも確認した。住民団体の方からもいろいろ情報をいただいて過去の埋立経緯等を勘案して掘削調査をしたつもりである。住民のおっしゃる3千本埋まっているというのがあって、掘削調査でもっと多く出てきたら範囲特定してどけるといふふうに思っていた。ところが実際5m掘ってみると240本でできた。もっとドラム缶が数珠繋ぎで出てくればちょっと全部掘るのは待つて範囲を調べさせてほしいというのが当初の思いであった。ところがあの程度になっていた。今見

つかったドラム缶は全て外に出している。木屑も集中して外に出している。

そういうことで今D案としてどけなければならないというものは出してきている。今度掘削調査で調査機械とかボーリングしたところの調査結果とかもう少し何か出すような見当がつかないかなという検討をしている。なぜ出すかということと水処理施設、今30年間動くので経費をあげている。30年間も水処理施設を1年間7百万円も8百万円も出すのであれば今掘った方が全体の経費としては原因物がわかれば安くなる、そういう思いで掘削調査に望んだが、栗東市議会で質問があったが、洗濯屋さんが廃液を捨てていたという質問があって、追いかけてケーシング調査をしたが出てこない。今それでシス1, 2ジクロロエチレンというのがどこから出たのかというのを化学担当に追わせている。それがわかれば根本まで取れて、そして、生活環境の保全上の支障は遮水壁と水処理施設でいけると思うが、水処理施設の運転期間を30年も40年もの長期間運転することは税金の使い方としても怒られる。根本までとれればいいのでないか、しかし混じったものは取れない。それが県の考え方である。もう少し調べたいと考えている。

自治会長：混じったものは取れないというのは怖い。

室長：混じったものというのはしみ込んだものがどうかということになると、それは全体の遮水壁で対応したいと思っている。

自治会長：皆さんそういうもの承認できるか。

住民D：この前の調査で処分場全体の全容を掴んだようなことを言っているが、元従業員の話を見ると処分場の一番下に入れた、5mくらいではわからないと言う。そのあるかないかの事実を確認をしたと思っているのではないか。トータルコストで長くなると言う。何千本も処分場の下に入っているのが事実だとすればアメリカのラブキャナル事件になると思う。近隣の住民が住めないそういう状況になってからでは遅い。もっと21日の記者会見で知事の記事を読んだが、そこに13年かかって全量撤去するのは逆に無責任だと判断した、それから批判を受ける悪役になっても全量撤去をできないというのが住民の安全を担保する知事の役割だと言ったというのを新聞で読んだ。これは全量撤去した場合に住民が被害を被るのがあまりに気の毒だ、このように言っていると思う。ところがあれだけの有害物を20年間にわたって、1日に何百台も入ったことがある。そのときには県は黙って見ておいて出す時になって住民が困ると言う。悪いものを出してもらうのに住民は喜んで協力する。知事の言うのはわかるが、それは取り消して、住民の方辛抱してください、出しますよと言っていたきたいと

思う。今知事選挙のときにマニフェストをいただいた。それを持ってきた。読むのは省くが、今の対策工実施の基本方針の中にも「地域住民の連携を強化し互いの合意と納得が得られるようにして問題解決に当たることをすべての対策の大原則とする」と言っている。それで今管理監が答えたD案で議会を通してもらわなければならない。

さんが言うように地元の思いを第一にするのはどうなのか。嘘をついているのか。そのへんを住民を第一にしてもらわないと困る。その点一つ知事の考えを聞かしていただきたい。

住民G： 女性の意見として聞いてほしい。遮水壁で先ほど説明があった。私は建築とか建設専門ではないからよくわからないが、現場の土を使って地下で40m、それが処分場の周囲800m、そんな深くて長細い壁にどうしてゴミが混じってないかというのがいちいち確認してそんな深いゴミが混じらない壁が作られるのかと疑問に思うし、とてもそんなもので私たちの安全が守れるとはとても考えられない。先ほど説明いただいて丈夫だとおっしゃったとしてもあくまでもこういう壁というのは建設物でいつかは壊れていく。どんな丈夫な壁であっても。だからそんな壁でいくら困ってもそこに有害な廃棄物があるというだけでずっと不安である。不安を解消するためにD案という説明をしたが、とても不安は解消されない。今までに有害なドラム缶が170本出てきたと言った。それに対して滋賀県はとても有害性が高いということでそこに置いといてはいけないということで措置命令をかけた。それだけ有害性が高いものなら、私もこんな運動をやっているので元従業員の証言によると20～30mも深いところに3千本埋まっているということも言われている。それをきちんと深く掘って調査をしてほしいと何度も何度も県に足を運んで頼んだ。しかし県の方は「私たちの証言は5mだから5mしか掘らない」と言った。私たちは安心できない。壁というのは老朽化していつ壊れないということはない。老朽化したら壁は産業廃棄物でしかないと思うし、そうなったらもしドラム缶が埋まってもきっとそのときに地下水汚染を引き起こす原因になると思う。だから有害物はすべて除去するという考え直してほしいと思うし、先ほど何度もご理解いただくために足を運ぶと言ったのなら今日は皆さんの意見を聞いて今度は有害物をこういうふうに除去するという案を持ってきていただきたい。

住民D：我々は遮水壁をソイルセメントの安全性については非常に疑問を持っている。専門家の方とも勉強会を開いたがそれは緊急的に行われるような工法であって、恒久的に行うべきものではない。技術的にも確立されていないとおっしゃる。特措法の適用を条件にするのなら危険なソイルセメントではなくて他にあってはないか我々検討している。いずれ対案として提案するが、見ていただけるのか。どうしてもD案とい

うのなら住民は納得していない。

知事：今の住民の皆さんの納得を経ずに進めるのかということであるが、私は皆さんの理解をいただきたいと思ってお伺いしているので納得していただけるように説明をして、そして例えば焼却炉ならばプラスアルファが考えられるように持ち帰りたい。あわせて提案をいただくということだが、遮水壁だろうか。

住民D：まず国の指針でもって特措法の実施をするということだが、それは囲い込んで生活環境の支障を除去する。それで特措法の適用が受けられるということであると思うが、全周を囲うソイルセメントの遮水壁の安全性については疑問を持っている。だから全周遮水壁で囲んで封じ込めをするのではなくて、撤去しながら今地下水層が破られて地下水汚染をしている。処分場の底面を修復するべきではないか。なんぼ回りを囲ってもそこから漏れているから根源的な対策ではないと思う。まずあの根源を絶つということが大事だと思う。まず地下水が漏れてるところを直す。そして悪いものはそのときに廃棄物を動かす。そこで分別をして悪いものは出す。いいものは元に戻せばいい。期間は短縮されるし、経済的でもあるしきわめて合理的だと思う。

知事：E案で粘土層修復をいただいているが、それはE案との考え方とは違うのか。

住民D：違う。

知事：E案ではない。いつくらいまでにどういう提案になるのか。

住民D：早急に今段取りしている。

知事：先ほど議会とか申し上げたが、それは二次的なものなので皆さんの方が提案をということならば御意見はプラスアルファで採用できる場所があればお伺いするが、少なくともE案については具体的に粘土層が破れているところということ、これは去年私どもが調べたときには一部分発見したが、それに比べると遮水壁は地下の2層の帯水層の深くまで入るのでここで遮水できる。その上で中を洗浄して浄化をするというのがこの原位置浄化案である。確かに一部粘土層が破れたところがあるということは報告を受けているが、地下の遮水壁によって拡散を防止しながら汚染された水をくみ上げて浄化をするということに対応できている。

住民D：一時的な対策であってソイルセメントの遮水壁は二次被害が起こるという危険性



があるという指摘がある。地下水層を壊して二次被害が起こるだろう。

知事：遮水壁が地下水層を壊すと。

住民D：はい。地下水層まで入れるわけでしょ。

知事：それで止めようということですか。ちょっと私が理解しにくいところだが、そのへんはどうか。

上田：手作りの模型を作ったので、これで土木の職員に説明してもらおう。

井口：遮水壁はこの赤いところよりも下に入れる。粘土層が破壊されてるというのはここ（Kc3層）が破壊されて、ここの地下水層（Ks2層）が汚れているということでこれもこっちの方でつながっているのだからこっちの方の砂層（Ks1層）の水も汚れている。E案のことしかわからないが、E案であれば破れているところを直せばここもきれいになるのでいいのではないかとということだが、D案の場合はそれをやるよりは下のところまで遮水壁を入れる。入れた内部は汚れることになるが、とりあえず外は汚れないということで、それを地下水汲み上げたりすることによって浄化していきたいという案である。あと問題になることはソイルセメントの信頼性になるが、現実的に処分場で仮設ではなく永久構造物として30年50年の耐用年数の構造物として既に全国的にも多く使われているので、県としては十分使えるものと判断している。ただそれでも寿命があるじゃないかと、それまでに中が浄化できるのかという話もあるが、県としては浄化できるだろうと基本的には思っている。最悪傷んできた場合は部分的な補修で済むのか、あるいは同じように一部やり直しするのかということにはわからないが対応はできると考えている。先程の深い遮水壁が本当にできるのかということであるが、一番深い例としては50m以上の例もある。また廃棄物が入っていないのはどうやって確認できるのかということについては、全体がチェンソウみたいになっていて全体を攪拌するので、それでもし廃棄物が混ざっていたらわかると思う。あとその性状も当然分析なりをしながら管理してやるので廃棄物が混じってできてしまうということはない。所定の品質のものができるとということ考えている。

室長：もっとドラム缶が埋まっているのではないかとということについて、どういう検討をしてきたかということを決して否定するわけではないが、検討について説明をさせていただく。あのドラム缶は焼却施設ができた頃以降にドラム缶が搬入された。それ以前の元従業員の証言を聞いてみるとそれは知らないと。焼却炉で廃油、廃酸を燃やす

とき以降に入れたのちがうかという推定をしている。それはいつかというところの焼却炉は平成元年にできている。平成元年以降にやったのではないか。それまでは許可を持っていないのでそんなに大量に3千本も入っているということはないだろうという推定をしている。その中でまず30mという話だが、深掘り箇所の是正の時に全部ゴミの山になった。工期は12月から3ヶ月くらいかかった。そうするとあんな深いところまで掘ろうとすると工期が相当かかる。ドラム缶隠すのならばそんなこと本当にするのかという思いの中で、例えば焼却炉のところは航空写真とか私ども持っている許可関係書類、こちらへんは平成元年に埋められていたということを確認している。その中でコンボで掘るなら5mということを書いて、多分たくさん出てくるだろうという思いがあったが、出てこなかった。それについてもまた教をいただいた上で例えば30m掘ろうとすれば掘った土は膨張するのでそのゴミを捨てるのに量が多くなる。そんなに掘っていると気がつくのではないかと思う。

住民D：30m掘るのに気がつくと言ったが、我々は実際に現場を見に行った。30mどころかそれ以上に重機が稼働しているのを見ている。この辺の住民の方が山のように土が盛っていた。それを住民は皆知っている。あの山はなんだ。

室長：それも平成5～7年に残土を積んでいた。深くて大きな穴ということでコンボがマッチ棒のように見えたということを知っている。それはどこかと調べてみたがこれは建物の裏、そこが確かにコンボがマッチ棒に見えていた。ここは1.5mのケーシングで掘った。それでも見つからなかったということである。そういう情報をもとらったら検討して対応したい。ただ今まで出した元従業員の証言の中では一通り当たったつもりである。新たな証言ということなら願わくば会わせていただきたい。いろんな事情があれば場所情報とともに教えていただきたいと思っている。

住民D：ドラム缶が調査してもないとおっしゃるならば、やっぱりありませんというものを示してほしい。我々はその疑念が晴れない。入れたというのを聞いているので。

室長：今回掘削調査をしたというのも元従業員の証言集を出された方にも事前に話をして一定の評価をいただいたと思っている。そのなかでやらせていただいたものだと思っている。また　　さん教えていただいた上で・・・。

住民D：経過書類を情報公開したら全部黒塗りで一切わからない。我々の検証しようがない。

室長：　　さんが言うことはもっともだと思うが、情報公開条例に基づいて公開できるかできないかという判断をして、もともところこういう仕事をしていくわけで元従業員の証言をどんどん出していくということとはできない。情報公開条例の中でどういう情報に該当してこれは出すべき情報ではないというふうに判断した場合は判断して非公開としている。これにつきましては今不服申し立てがされており、これも情報公開条例の中にそういう制度があるが、また審査会の中で私どもの解釈が正しいのか、また住民さんのご意見がどういうふうに評価されるのか、そこらへんは情報公開条例の枠の中でご判断をしていただきたいと思っている。

住民F：固有名詞出さなければいいのではないか。

室長：この事業は事業者に対して措置命令を出す。措置命令を出すということはもしなかったらそれなりのお金をきちっと求償していく必要がある。その中でR D社と社長個人に出しているが、そういう人以外にも廃棄物処理法の中には処分者等という規定があるのでその責任を有する人にはそういうことをやらなければならない。そういう中で措置命令をかけてそのお金を弁償しろということになってくると証言した方の安全を図っていきたい。そういう情報をいただいた方に対して、また協力もいただきたいわけなのでそういう中で私どもはどうしても情報公開条例の条文からいっても非公開とせざるを得ないという思いである。それについては私どもの解釈と請求された方との意見の違いがあるので審査会で議論いただいて判断していくことになると思っている。

住民F：例えば執行役員なんかいるが、5年経過したら別に何も無いのではないかとずっと回るのが。

室長：今現在、地下水汚染が出ている。ガスもある。そういう中で責任というのはドラム缶を埋めてたという行為については時効があるかもしれないが、今現に出ているものがあるのでそういうものを処置をすることについては責任があると思っている。

住民G：先ほど遮水壁のことで修復という話をされたが、ちょっとよくわからない。地下40mの長さのものが土の中に埋まった遮水壁が破れているところがあったら直すと言っていたが、土の中で破れているところがわかるのか。いつの話になるのか。30年後か。そんな話をされても納得がいけない。遮水壁が安心できるものとも思えない。先ほど　　さんが粘土層を修復するという話をされたがそれはすごくしてほしい。そういうものほど半永久的にきちっと直せば私たちの地下水も守ってくれるもの

と思っけてます。でも遮水壁は所詮セメントでいつかは壊れる。そういうもので安全確保することは安心できない。

住民D：遮水壁だけが特措法の適用になるということではないと。底辺の修復によって生活環境保全で支障が除去されるなら特措法は適用されるという回答を得ている。そういうことで危険性の高い工法をあえてやらなくてももっと根源的に知事のおっしゃる合理的効果的経済的な方法が他にあると思う。それをもっと考えられるべきだと思う。さもなくば対策委員会の答申とおりにやってほしい。D案では反対である。

室長：遮水壁がダメというと廃棄物持って行く先がない。持って行く先でも遮水壁のところはダメなわけであるから。全国で400を超える実績があるなかで遮水壁工法施工すればそういうことで対応できると思うが。遮水壁工法に強い不信があると、持って行くところも遮水壁のところがたくさんあるのでよく理解できないが。

住民G：持って行く先は有害物を持って行く先のことですよね。それは対策委員会で話が出てたのではないのか。大阪フェニックスとか。

室長：対策委員会では遮水壁は十分議論されて評価していると思っけている。今　さんは遮水壁を意味ないとおっしゃるとどこへ持って行くのかという根本的な話になるのではと思っけています。

住民D：対策委員会では遮水壁を認めていない。A2案は緊急的なもの、全量撤去をする前提にやる。後に取りろうという意味だろう。

住民G：私が聞いたのは遮水壁が穴を空いた場合修繕すると言っただけで現実的に地下40mもある壁に修復する穴がどこにあるのか発見できることが考えられないから聞いた。

室長：そういうことですか。遮水壁の構造物を否定している訳じゃないですね。

住民G：それも私は信用してませんけども、たとえ丈夫な壁であったとしても修復すると言われたから。修復することができることも考えられない。

井口：確かにピンポイントで修復箇所がここだということはいくら金を使っけても良いのならできるかもしれないが、基本的にはかなり難しいと思っけます。特に下になればなるほど難しいと思う。やり方としては今法律では月に1回以上水質を調べることになっ

ています。それで水質が変わっていたらわかる。そしたらその測った近くがおかしいということでその近くに井戸などで穴を開けるなどしてもう少し範囲を狭めていってある程度の範囲が特定できますのでその範囲を地盤改良などをして固めるというような形で考えている。40mあっても十分実績もあるのでできると考えている。

住民G：実績があるのか。

井口：この工法でという訳ではないが、地盤改良工法としてあるのでできると考えている。

住民D：何十箇所とやられた例はどこなのか。

住民G：対策委員会の資料に出ているのは修復した事例ではないでしょ。

井口：修復した事例は確かにここではお示しできない。ただ工法として十分できるということで、深いところの地盤改良ができないということはない、十分できると考えている。全く同じ状態の例は上げられないが、深いところでの地盤改良自体の例は多くあるので同程度の技術でできると考えている。

住民G：それは安定型最終処分場ということではないですよ。

井口：そういうことではない。

住民D：他の専門家から見るとかなりソイルセメントはいろいろ問題があると聞いている。嘉田さんは環境問題の専門家である知事で滋賀県に住みついたということで大変うれしいが、環境問題というのは法で縛られるとか法律があるからきれいにできないとそういう問題ではないと思うがどうか。人の命に関わる、琵琶湖が汚れたら琵琶湖向いて流れているのは1日1.4mくらい流れているはずであるが、琵琶湖の水を1300万の人が飲んでいる。その人たちに滋賀県としての責任があると思う。それがお金がないとか特措法が受けられないというのは屁理屈だと思うがどうか。

知事：琵琶湖の環境保全に責任を持つ知事としてはいかに今の琵琶湖をきれいにしていくかということは流入負荷を押さえる、そして琵琶湖の中の生態系を回復させる、そしてゴミ等を含めて地域の皆さんの琵琶湖辺への直接の廃棄物などを抑える。あわせて琵琶湖との関わりを深めてほしい。それが私の思いである。そういう中で琵琶湖の保全、水質、責任を持つ知事として地下水汚染についてもしっかりとモニタリングをし

ている。その中で琵琶湖下流に対しても責任を持っているということで一生懸命やっている。

住民D：琵琶湖の源流である上流が汚れているから、それはいずれ琵琶湖に行くと思う。それをやっぱり根源的に、先ほども話があったが、私は年ですから死んでしまうが、あとの代まで、私たちの代で有害なものを築いてしまったと言われる。撤去するのが次への責任だと思うがどうか。閉じこめるというのは納得しかねる。

知事：先程来申し上げているように閉じこめるのではなく緊急的に遮水壁で止めるが、そのあと浄化をして取りあげるということを申し上げている。そういう浄化をして取り上げるという技術の中で地下水汚染を防ぎ環境基準まで皆さんが安心できるところまで水質浄化をしたい。それが今回提案しているD案で可能だということを考えている。その理解をいただきたい。皆さんの方で理解できないということならば、先ほど管理監が申し上げたが、議会は議会、環境省は環境省と、言われる皆さんの気持ちはわかるので足を運ばせていただく。その中で時間切れでできないということにならないように私たちは努力をしたいと思っている。

自治会長：皆さん、今の県の人ともう一度地元の説明会というのが（スケジュール案で）6月いっぱいになっていて。県議会の説明が6月7月になっている。環境省同意は特措法期限の間まで続くのか。

管理監：今年の8月末までを目標にしているが、それには前後幅を見ている。

自治会長：地質調査に7月に入る予定ですね。その地質調査はケーシング掘りするのか。

室長：遮水壁のところの調査である。ゴミはないかとかどういう状況かということ調べる。

自治会長：そのボーリングは太さはどれくらいなのか。

井口：最大でも多分十何cmのものになると思う。50mに1本くらいで周りが1kmくらいあるので20本くらいと考えている。実際掘ってみて状況によってもう少し本数を増やすとか場所を考えるとかはいうことはある。

自治会長：その方法とはやぐらを組んでやる方法でやるのか。

井口：そうである。

自治会長：ポーリング調査の地元説明をもう一度やっていただけないか。

井口：させていただかないといけないと思う。

住民F：やってもらうのは良いのだけれど、次また一緒の案ばかり出してもらっても何もならない。我々が言っているものを知事が対策委員会の専門家の方を選出されて経験者ばかりを集めて一番良い案はどれかと聞いたらA - 2案の全量撤去になった。いろんな専門家の分野が集まって弊害が出てくるとは思うが、A - 2案の全量撤去が一番ベターである。これだけの学識経験者たちを集めて知事がせっかくRDに対して問題を一番重要にされてはじめて対策委員会を設けられた。その結果の答申がA案である。それを知事が受けられて皆さん方の成果でいきましょうとおっしゃるのが知事の返答です。皆さん方の努力の結果、経済的な問題はあるがA案にしよう対策委員会の専門家の皆さんがおっしゃったんですよ。それを知事が受けられて検討させていただきますと新聞にも書いていたが、いろんな経済的や住民の皆さんなどの弊害が起こる。4日程経ってからD案にしましょう。もう一度集まっていただいても同じ案なら何の意味もない。良い案が出てくるのであれば皆さんも喜んで足を運んでいただけたらと思うが同じ案なら意味がない。切実な訴えを知事に聞いてもらっている。その点知事も汲み取っていただきたい。

自治会長：(スケジュール案を見ながら)この計画の対策工事はどのことを言っているのか。

井口：地質調査は違うが、遮水壁、水処理施設、焼却炉洗淨、覆土及び付帯構造物を併せて対策工事ということである。

自治会長：地質調査の結果によっては対策工の変更がでてくる可能性もあるのか。

井口：地質調査をしてから始めることになる。変更がでてくるとすれば、実際工事を始めるときに更に業者が事前調査をすると思うし、工事入ってからでもやってみたら実際と違うという可能性があるんで、変更がでてくるとすれば、地質調査の時と現場はいるときと入ってからというあたりにでてくるかと思われる。

自治会長：地質調査が終わってから詳細設計に入るわけか。

井口：そうである。

自治会長：地質調査の前ぐらいにもう一度地元説明をやってもらえないか。

井口：今の説明会とは別に、地質調査としてさせてもらう。自治会長さんがおっしゃられているのはこの説明会を受けてのもう1回ということですね。

自治会長：そうです。

室長：今自治会長さんがおっしゃられたのはD案全体の話である。先程おっしゃられているのはD案では困ると言うことなので、各自治会を回ってからいろいろ検討して考えて、また、私どもがこういう問題がありますということをもう1回説明しに来いと、もう1つはD案以外持ってくるなというお話があるが各自治会を回ってから・・・。

自治会長：今これをやっていたら、上砥山はD案あかん、A - 2案でなければならないということになり、おたくら明日の朝まで無制限に説明してくれる。あきませんやろ。私が言うてるのはD案があかん、A 2案にせなあかんのと違って、もう一度持ち帰って、例えば、焼却炉の洗浄工事についても途中で解体の方に向かうかもしれない。そういうことも考えたら、こうと決めた説明はせずにある程度のことはこういうふうにご地元の希望の方にも向きますよと、言うことを言うて、そして説明もやりますと、言うてもらえれば今のこの時点でできるでしょう。約束してほしい。もう一遍やろうと。

室長：もう一度伺って対策工の議論をお願いしたいと思っている。

住民A：今日は説明会に来たのと違うだろう。説得会だろう。それならなるほど住民もここまで譲ろうという説明説得の仕方がないからこうなる。上田さん、北の山での説明会でいつもあなた一人がつるし上げられているでしょう。かわいそうに。

室長：私北の山は一回しか行ってない。

住民A：今いくら時間をかけても結論出ない。要するに我々が一步譲って納得するか、あるいは県が強引にA 2案に行くのか、2つに1つしかない。もっとみんなが言うのは、そうではなくてD案にしてもこういう方法が見つかりましたということがあれば、我々だって譲れるところは譲れるかもしれない。何もA 2でなければ是が非でもここ



を動かないということではない。そんなわけのわからない住民ではない。それを今までずっと言っている。水掛け論ばかりですよ。せっかく忙しいのに嘉田さん見えられても何にもならないでしょうこの説得会は。他の自治会にも同じこと言っているでしょう。

管理監：このあと3つの自治会説明を回るがその意見を伺った上で我々内部で相談してどういう案がA2案方針転換して持ち込めるのか、D案だがプラスアルファを考えるのか、そういうことも含めて先ほどのスケジュール設定の中でもう一度お願いしたいと思う。今日皆さんの意見聞かしていただいたのでそういうことでお願いします。

住民A：11日のときに嘉田さんあっちこっちの団体から署名を預かったがあれは何も生かされていないでしょう。

知事：皆さんもまた明日の仕事があると思うので本当にお忙しいところ集まっていたいてありがとうございます。今日皆さんからの心配事、そしていろいろな提案いただいたので、持ち帰ってもう一度日程は具体的に話をして調整してお伺いさせていただけたらと思っている。私たち皆さんの生活環境の安全とそしてここでずっと長く住み続けてこられてこれからも孫子の代まできちんと住んでほしい。誇りを持って住んでほしい。昭和40年代の里山を取り戻したいという思いも伺った。そういうことも踏まえて私自身もきれいな琵琶湖、住みやすい地域作りに貢献してあとから30年40年経ってからあの時代に嘉田知事の時にこれやったと言われるような政策、政治をやりたいと思っているので、もう一度時間もらって、今日の意見をもとに他の地域も回って私どもとしても次のプラスアルファの考えを示したいと思っている。今日はどうも遅くまでまた明日お仕事があるところ時間をいただいてありがとうございました。

以上